

小竹町農業委員会第4回総会議事録

1 開催日時 令和5年10月10日（木曜日） 午前10時00分開会
午前10時57分閉会

2 開催場所 小竹町役場別棟 1階 103・104会議室

3 出席委員（7人）

会長	1番	川村	光一
会長職務代理者	2番	田中	善範
	3番	古森	憲
委員	4番	本松	雄一郎
	5番	大安	美佐代
	6番	山本	芳久
	7番	石川	壽治

4 議事日程

- 第1 議案第13号 非農地証明願について
- 第2 議案第14号 特例事業（農地売買等事業）による所有権移転について
- 第3 議案第15号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- 第4 議案第16号 小竹町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）検討委員会委員の選出について
- 第5 議案第17号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- 第6 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

その他

5 事務局職員

事務局長	山代	純子
書記	松尾	政利
書記	今村	貴史

6 議事の経過

会長 これより、小竹町農業委員会第4回総会を開会いたします。
議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことに、御異議ありませんか。

全委員 （異議ない旨を述べる。）

会長 それでは、6番 山本委員、7番 石川委員にお願いいたします。会期は令和

5年10月10日午前10時00分から会議終了までとします。

会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の今村貴史氏を指名いたします。

それでは審議に入ります。日程第1議案第13号「非農地証明願について」を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 1ページをお願いします。日程第1議案第13号「非農地証明願について」令和5年9月19日付けで事務局に提出され受理しました。

申請人は、[REDACTED]番地 [REDACTED]
[REDACTED] 氏

土地の表示は1筆で、大字 [REDACTED] 番 [REDACTED]

地目：田 現況：雑種地 地積：394㎡

申請農地は、20年以上にわたり耕作しておらず、簡単に農地への復旧ができないため申請するものです。この申請について、御審議の程よろしく願いいたします。

会長 当該土地は [REDACTED] 地区ですので、現地の状況について、地区担当の石川委員から御説明をお願いします。

石川委員 先ほど、川村会長と事務局と現地の確認に向かいました。申請地は50年以上前から農地ではなく家屋が建っており、鉾害復旧の際も用水を引ける整備が行われていないように見えます。農地に復旧することは難しいと思われます。委員各位の御検討をお願いします。

会長 ここは国鉄が利用していたのでは。

石川委員 恐らくそうだと思います。今後ここに建物を建てる際に傍を流れている農業用水路に排出するようにはしないよう今後の手続きを進めていただければと思います。

会長 他に意見が無いようでしたら、本案について承認したいと思いますよろしいでしょうか。

全委員 (異議ない旨を伝える)

会長 本案は賛成多数で承認されました。次に日程第2議案第14号「特例事業（農地売買等事業）による所有権移転について」を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 3ページをお願いします。3ページをお願いします。日程第2議案第14号「特例事業（農地売買等事業）による所有権移転について」令和5年9月28日付けで事務局に提出され受理しました。

譲受人は、[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] 氏

譲渡人は、[REDACTED]番地 [REDACTED]
[REDACTED] 氏

土地の表示は1筆で、大字 [REDACTED] 番

地目：田 現況：田 地積：1,144㎡

農業経営基盤強化促進法第7条に則り、公益財団法人福岡県農業振興推進機構を通して現所有者である[]氏と町内の農家である[]氏の農地売買について所有権を移転させるものであります。

御審議の程よろしく申し上げます。

会長 本案について何か質問等がありますか？特に意見が無いようでしたら、本案について承認したいと思いたしますがよろしいでしょうか。

全委員 (異議ない旨を伝える)

会長 本案は賛成多数で承認されました。次に日程第3議案第11号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 5ページをお願いします。日程第3議案第15号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について」今回、更新が18件46筆61,850㎡です。

詳細については、次のページのとおりとなっております。

出し手：[] 受け手（更新）：[]

大字[]番 地目：田 面積：463㎡

大字[]番 地目：田 面積：1,920㎡

大字[]番 地目：畑 面積：1,512㎡

出し手：[] 受け手（更新）：[]

大字[]番 地目：田 面積：1,199㎡

出し手：[] 受け手（更新）：[]

大字[]番 地目：田 面積：1,310㎡

大字[]番 地目：田 面積：625㎡

大字[]番 地目：田 面積：1,529㎡

大字[]番 地目：田 面積：257㎡

大字[]番 地目：田 面積：2,023㎡

大字[]番 地目：田 面積：2,015㎡

大字[]番 地目：田 面積：1,753㎡

出し手：[] 受け手（更新）：[]

大字[]番 地目：田 面積：1,459㎡

大字[]番 地目：田 面積：1,729㎡

出し手：[] 受け手（更新）：[]

大字[]番 地目：田 面積：1,978㎡

出し手：[] 受け手（更新）：[]

大字[]番 地目：田 面積：2,082㎡

大字[]番 地目：田 面積：485㎡

大字[]番 地目：田 面積：2,850㎡

出し手：[] 受け手（更新）：[]

大字[]番 地目：田 面積：991㎡

大字[]番 地目：田 面積：847㎡

大字 [redacted] 番 地目：田 面積：336 m²
出し手： [redacted] 受け手（更新）： [redacted]
大字 [redacted] 番 地目：田 面積：952 m²
大字 [redacted] 番 地目：田 面積：1,233 m²
出し手： [redacted] 受け手（更新）： [redacted]
大字 [redacted] 番 地目：田 面積：1,743 m²
出し手： [redacted] 受け手（更新）： [redacted]
大字 [redacted] 番 地目：田 面積：1,596 m²
大字 [redacted] 番 地目：田 面積：380 m²
出し手： [redacted] 受け手（更新）： [redacted]
大字 [redacted] 番 地目：田 面積：625 m²
大字 [redacted] 番 地目：田 面積：1,220 m²
大字 [redacted] 番 地目：田 面積：1,310 m²
大字御 [redacted] 番 地目：田 面積：1,160 m²
出し手： [redacted] 受け手（更新）： [redacted]
大字 [redacted] 番 地目：田 面積：2,445 m²
出し手： [redacted] 受け手（更新）： [redacted]
大字 [redacted] 番 地目：田 面積：2,119 m²
大字 [redacted] 番 地目：田 面積：1,461 m²
大字 [redacted] 番 地目：田 面積：745 m²
大字 [redacted] 番 地目：田 面積：852 m²
大字 [redacted] 番 地目：田 面積：2,460 m²
出し手： [redacted] 受け手（更新）： [redacted]
大字 [redacted] 番 地目：田 面積：856 m²
大字 [redacted] 番 地目：田 面積：739 m²
出し手： [redacted] 受け手（更新）： [redacted]
大字 [redacted] 番 地目：田 面積：996 m²
大字 [redacted] 番 地目：田 面積：581 m²
出し手： [redacted] 受け手（更新）： [redacted]
大字 [redacted] 番 地目：田 面積：1,741 m²
大字 [redacted] 番 地目：田 面積：470 m²
大字 [redacted] 番 地目：田 面積：1,487 m²
大字 [redacted] 番 地目：田 面積：3,158 m²
出し手： [redacted] 受け手（更新）： [redacted]
大字 [redacted] 番 地目：田 面積：2,316 m²
出し手： [redacted] 受け手（更新）： [redacted]
大字 [redacted] 番 地目：畑 面積：1,082 m²
大字 [redacted] 番 地目：畑 面積：760 m²

農業経営基盤強化促進法附則第5条に則り、小竹町の地域計画が出来ていない現状は、農用地利用集積計画を公告する必要があるために起案するものでありま

す。

この申請について、御審議の程よろしく申し上げます。

会長 当農業委員会としまして、農地の利用集積を推進しておりますので、承認したいと思いますがよろしいでしょうか。

全委員 (異議ない旨を述べる。)

会長 本案は賛成多数で承認されました。次に日程第4議案第16号「小竹町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)検討委員会委員の選出について」を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 13ページをお願いします。日程第4議案第16号「小竹町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)検討委員会について」小竹町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)検討委員会設置要綱第3条により、町長から農業委員会会長に選出依頼があったため選出をお願いするものであります。

この委員会は、小竹町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定するにあたって幅広い見地からの御意見をいただくことを目的としています。任期は、令和6年2月末までを予定しており、委員会の開催は、10月下旬、12月、2月の計3回を予定しています。

選出の程よろしく申し上げます。

会長 本案については委員各位の中から選出ということになりますが、どなたか立候補はおられますか。

石川委員 前任者はどなたですか。

事務局 小竹町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)検討委員会につきましては、今回初めて立ち上がった委員会ですので、前任者はありません。ですが、昨年度の本委員会の前身である脱炭素の委員会の委員につきましては、山本委員に担っていただいていた。検討委員会からは可能であれば引き続き委員を担っていただければというお声もいただいています。

山本委員 それでしたら引き続き私がやります。

会長 それでは本案につきましては、協議いただいたとおり山本委員を選出したいと思いますがよろしいでしょうか。

全委員 (異議ない旨を述べる。)

会長 それでは、小竹町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)検討委員会委員につきましては、山本委員を選出いたします。次に日程第5議案第11号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 14ページをお願いします。日程第5議案第11号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について」本議案につきましては、第3回総会において、事務局の対応に問題があるとして、もう一度申請の手続きを見直すべきでは?という意見を頂き一旦保留とさせていただきました。

その後、事務局から耕作者、土地所有者両人に、利用権の解除申請の書類作成をもう一度、当人同士のみで行ってください、と御相談したところ、事務局に両人の署名が記載された解除申請書が届きましたので、この書類をもって解除申請

を事務局として受け付けたことといたしました。このことを踏まえた上での、委員各位の今一度ご審議の程宜しくをお願いします。

会長 本案について何か質問等がありますか？特に意見が無いようでしたら、本案について承認したいと思いますですがよろしいでしょうか。

全委員 (異議ない旨を伝える)

会長 本案は賛成多数で承認されました。次に日程第6議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 16ページをお願いします。日程第5議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」本議案につきましては、議案第11号に伴い、一旦保留となった議案であります。

議案第11号の採決を踏まえた上での、委員各位の今一度御審議の程宜しくをお願いします。

会長 本案について何か質問等がありますか？特に意見が無いようでしたら、本案について承認したいと思いますですがよろしいでしょうか。

全委員 (異議ない旨を伝える)

会長 本案は賛成多数で承認されました。以上で本日の議事日程はすべて終了しましたが、その他について事務局から何かありますか。

事務局 本総会終了後に、委員各位には農地パトロールを実施して頂きます。事前に委員各位より、問題がある農地について事前に御報告いただきましたので、そちらに今からお連れいたします。宜しくをお願いします。

本松委員 新多区についてですが、荒れている農地についてイノシシが入ってきているので、所有者各位に維持管理作業を行って欲しい旨の文書をお送りすることと、難しいのであれば近隣の農家に有料で依頼する旨を伝えて欲しい。

事務局 事務局からまだいくつか御報告があります。委員各位から募金いただいたみどりの募金についての返礼品が届いていますので、総会終了後お渡しします。

続きましては、農家各位が重機を使用する際に、車道に乗り入れる際の泥についてです。赤地と新多地区において車道に泥が上がっているという通報があり、事務局にて撤去作業を行いました。委員各位におかれましても自身の農作業または近隣の農家各位に車道に乗り入れる際の泥についての注意喚起をお願い致します。事務局からは以上です。

会長 他に意見がないようでしたら、これにて総会を閉会します。お疲れ様でした。

上記は、10月10日開催の第4回総会の顛末に相違ないことを証明するため、議長及び署名委員が署名する。

令和5年10月10日

議 長

署名人

川村 光一

6 番

山本 芳久

7 番

石川 壽治